

銚田市告示第 138 号

令和 3 年度銚田市高齢者支援事業実施要綱を次のとおり定める。

令和 3 年 7 月 28 日

銚田市長 岸田 一夫

令和 3 年度銚田市高齢者支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、70 歳以上の市民の健康と長寿を祝うとともに、コロナ禍により影響を受けている市内飲食事業者の支援を目的に実施する銚田市高齢者支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食事券 前条の目的を達成するために、市が発行する使用期限付きの券種をいう。
- (2) 交付対象者 昭和 27 年 4 月 1 日以前に出生し、かつ、当該年度の 8 月 1 日現在で住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により本市の住民票に記載されている者をいう。
- (3) 事業者 交付対象者等に対し食事券と引換えに食事を提供すること又は食料品を提供することができる食事券取扱事業者として登録された者をいう。

(食事券等の交付等)

第 3 条 市長は、交付対象者 1 人につき 1,000 円分の食事券を交付するものとする。

2 食事券の 1 枚当たりの額面は、500 円とする。

(食事券の使用範囲等)

第 4 条 食事券は、事業者が提供する食事(デリバリー・テイクアウト含む。)等の会計引換券として使用することができる。

2 食事券の使用期間は、交付した日から令和 4 年 2 月 28 日までの間とする。

3 食事券は、換金を行うことができない。

4 食事券は、飲食サービス等の対価としてのみ使用できる。

5 前項の対価として使用された食事券の額面全額の合計が、当該対価を上回るときは、その差額に相当する金銭の支払いは行わないものとする。

(食事券の利用対象)

第5条 食事券を利用することができる者は、原則として、本人又は本人が認めたものとする。

(食事券等の交付方法)

第6条 市長は、食事券を交付対象者に特定記録郵便にて送達交付するものとする。

2 前項の規定による送達が困難な場合は、別によることができる。

(事業者)

第7条 事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市内に飲食店、食料品販売店を有すること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 次に掲げる事項を全て誓約すること。

ア 食事券を取り扱おうとする店舗が日本標準産業分類(昭和23年総務省告示第405号)に規定される大分類飲食サービス業を営む者、及び大分類製造業の中分類食料品製造業を営む者のうち、その営業に必要な食品営業許可を有する者とする。

イ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。

ウ 銚田市暴力団排除条例(平成23年条例第13号)第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれかにも該当しないこと。

エ 新型コロナウイルス感染症の予防に努めること。

オ 市が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。

カ 市のホームページその他広報媒体への掲載に同意すること。

キ 本要綱の規定を遵守すること。

(事業者の登録等)

第8条 市長は、別に定める募集要項(以下「要項」という。)により事業者を募集し、応募のあった者を事業者として登録するものとする。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 食事券の受け取りを拒まないこと。

(2) 食事券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(3) 市と適切な連携体制を構築すること。

(4) その他要項に定める事項

2 市長は、事業者が前項に掲げる事項に反する行為を行ったときは、前条の規定による登録

を取り消すことができる。

(食事券の補助金申請)

第 10 条 事業者は、利用者に対しこの要綱の定めるところにより食事を提供したときは、当該月分の券面金額を集計の上、令和 3 年度銚田市敬老長寿応援補助金交付要綱（令和 3 年 7 月 28 日銚田市告示第 139 号）に基づき、翌月 10 日までに市長に申請するものとする。ただし、急を要する場合には、随時申請できるものとする。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。